

○地方税共同機構定款

平成31年3月22日 総務大臣認可

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
 - 第2章 資産（第4条）
 - 第3章 代表者会議（第5条―第9条）
 - 第4章 役員及び職員（第10条―第19条）
 - 第5章 業務及びその執行（第20条―第23条）
 - 第6章 運営審議会等（第24条―第28条）
 - 第7章 財務及び会計（第29条―第33条）
 - 第8章 情報システムの監査（第34条）
 - 第9章 情報公開及び個人情報保護（第35条―第36条）
 - 第10章 雑則（第37条・第38条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この機構は、地方団体（地方税法（昭和25年7月31日法律第226号。以下「法」という。）第1条第1項第1号（同条第2項により読み替えて適用する場合を含む。）の地方団体をいう。以下同じ。）が共同して運営する組織として、法第762条第2号に規定する機構処理税務事務（以下「機構処理税務事務」という。）を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もつて地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とする。

（設立の根拠及び名称）

第2条 この機構は、法による法人で、地方税共同機構（以下「機構」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

第2章 資産

（資産）

第4条 機構の資産は、流動資産及び固定資産よりなる。

第3章 代表者会議

（代表者会議の設置及び組織）

第5条 機構に、代表者会議を置く。

2 代表者会議は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各同数をもって組織する。

- (1) 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項に規定する全国的

連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。) がそれぞれ選定する者
(2) 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方税、法律又は情報システムに関して高い識見を有するものうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者

- 3 委員の定数は、6人とする。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第2項第1号に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなったときは、その職を失うものとする。

(代表者会議の権限)

第6条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経るものとする。

- (1) 定款の変更
 - (2) 業務方法書の作成又は変更
 - (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (4) 決算
 - (5) 役員報酬及び退職金
 - (6) その他代表者会議が特に必要と認めた事項
- 2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。
 - 3 代表者会議は、役員又は職員の行為が法、他の法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(代表者会議の議長)

第7条 代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 代表者会議は、議長が招集する。
- 3 議長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(代表者会議の定足数及び議決方法)

第8条 代表者会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有する。
- 3 やむを得ない理由により代表者会議に出席できない委員は、あらかじめ議長にその氏名を通知した他の出席委員(第5条第2項第1号に掲げる委員にあつては、他の出席委員又は当該委員を選定した全国的連合組織が指定する他の都道府県知事、市長若しくは町村長)を代理人として表決の委任をし、又はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。
- 4 議長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全委員の賛否を決め、委員の過半数の同意をもって代表者会議の議決に代えることができる。

(会議規則)

第9条 代表者会議は、会議規則を定めなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第10条 機構に、役員として、理事長1人及び監事2人以内を置く。

2 機構に、前項に規定する役員のほか、役員として、副理事長1人又は理事3人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第11条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、機構を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長。以下この項において同じ。）を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。

6 理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員任命)

第12条 理事長及び監事は、代表者会議が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。

3 代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出るものとする。

(役員任期)

第13条 理事長及び副理事長の任期は、3年とし、理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

(1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

(2) 代表者会議の委員

(役員解任)

第15条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となったときは、その役員を解任するものとする。

2 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

(1) 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

(2) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(4) 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得るものとする。

4 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るものとする。

(役員の兼職禁止)

第16条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第17条 機構は、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長又は副理事長。次条において同じ。）がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(代表権の制限)

第18条 機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(職員の任命)

第19条 機構の職員は、理事長が任命する。

第5章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第20条 機構は、第1条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 機構処理税務事務
- (2) 地方団体の職員に対する地方税に関する教育及び研修
- (3) 地方税に関する調査研究
- (4) 地方税に関する広報その他の啓発活動
- (5) 地方税に関する情報システムの開発及び運用
- (6) 地方税に関する情報システムに関する事務の受託
- (7) 地方団体に対する地方税に関する情報の提供その他の支援
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第21条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

2 機構は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表するものとする。

(業務の執行)

第22条 機構の業務は、前条第1項の業務方法書に基づき執行するものとする。

第23条 機構が業務を執行するに当たり、業務内容等について地方団体の実務者の意見を聴取するため、実務者会議を設置するものとする。

2 実務者会議に関し、必要な事項は理事長が定める。

第6章 運営審議会等

(運営審議会の設置等)

第24条 機構に、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会の委員は、地方税、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。
- 3 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。
- 4 委員の定数は、6人とする。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営審議会の権限等)

第25条 理事長は、次に掲げる事項について、運営審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 業務方法書の作成又は変更
 - (2) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (3) 決算
 - (4) その他代表者会議が特に必要と認めた事項
- 2 理事長は、前項第1号から第3号までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、運営審議会が当該事項について同項の規定により述べた意見を報告するものとする。
 - 3 運営審議会は、第1項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、運営審議会が当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができる。
 - 4 理事長は、第1項及び前項の規定により運営審議会が述べた意見を尊重するものとする。

(運営審議会の運営)

第26条 運営審議会は、会議規則を定めなければならない。

(機構処理税務情報保護委員会の設置等)

第27条 機構に、機構処理税務情報保護委員会を置く。

- 2 機構処理税務情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、機構処理税務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べるができる。
- 3 機構処理税務情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。
- 4 委員は、代表者会議の委員、運営審議会の委員又は機構の役員と兼ねることができない。
- 5 委員の定数は、3人とする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(機構処理税務情報保護委員会の運営)

第28条 機構処理税務情報保護委員会は、会議規則を定めなければならない。

第7章 財務及び会計

(事業年度)

第29条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等)

第30条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画（以下この条において「予算等」という。）を作成するものとする。

- 2 機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出るものとする。

3 機構は、前項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その予算等を公表するものとする。

(財務諸表等)

第31条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に総務大臣に提出するものとする。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付するものとする。

3 機構は、第1項の規定により財務諸表を提出したときは、遅滞なく、当該財務諸表、前項に規定する事業報告書、決算報告書及び監事の意見書の内容である情報を、当該事業年度の決算について代表者会議の議決を経た日後5年を経過する日までの間、継続して電磁的方法（当該情報を機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、インターネットを利用して縦覧又は閲覧に供する方法をいう。以下同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置くものとする。

(会計規程)

第32条 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

(費用の負担)

第33条 機構の運営に要する費用は、次の各号に掲げる収入をもって充てるものとする。

(1) 地方団体の負担金

(2) その他の収入

2 前項第1号に規定する負担金の額は、毎年、予算に定める負担金総額に基づき、別に理事長が定めるところにより算定するものとする。

第8章 情報システムの監査

(情報システムの監査)

第34条 機構は、その保有する情報システムの安全性及び信頼性を確保するため、第三者による監査を実施するものとし、当該監査の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

第9章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第35条 機構が保有する情報の公開に関し必要な事項は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨にのっとり、理事長が定める。

(個人情報保護)

第36条 機構が保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づき、理事長が定める。

第10章 雑則

(定款の変更)

第 37 条 機構は、この定款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けるものとする。

(公告及び公表の方法)

第 38 条 機構の公告及び公表は、電磁的方法により行う。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この定款は、機構成立の日から施行する。

(一般社団法人地方税電子化協議会からの承継等)

第 2 条 平成 31 年 4 月 1 日に解散する平成 18 年 4 月 1 日に設立された一般社団法人地方税電子化協議会の一切の権利及び義務は、解散時において機構が承継する。